

委 員 長 報 告 書

さる 9 月 10 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 10 号 橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例について
議案第 15 号 市道路線の廃止について
議案第 16 号 九度山町区域外路線の認定の承諾について
を審査するため、9 月 14 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

記

議案第 10 号は、令和 3 年度から実施する橋本市浄水場 1 系施設外の更新
及び維持管理委託業務の受託事業者をプロポーザル方式により選定するた
め、橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会（以下「委員会」）を設置す
るものである。

委員から、第 3 条（組織）の規定における委員 6 人以内の内訳について
ただしがあり、学識経験者は 2 人または 3 人、市職員は 1 人または 2 人、
その他管理者が特に必要と認めた者については、設計、施工及び運転業務
を一括発注により実施した実績がある自治体の職員 1 人を検討している
との答弁がありました。

学識経験者とはどのような人を想定しているのか とのただしがあり、
本市のことについて精通した人、水道事業に長く携わり精通した人、また
は設計、施工及び運転業務を一括して行う方法に精通した人などを考へて
いる との答弁がありました。

学識経験者のうち本市のことについて精通した人とは、例えば水道事業
や公共下水道事業に係る審議会に関わってきた人と考へてよいか とのた
だしがあり、これまでに本市の施策や方針などの決定の際に関わってきた
人を考へており、お質しのような人についても該当すると考へる との答
弁がありました。

優先交渉事業者選定までの事業スケジュールについて ただしがあり、まずは委員を委嘱し、現在、市ホームページに掲載中の当該事業に係る要求水準書案をもって事業者と協議のうえ精査された要求水準書を委員に審議いただき、11月には正式な要求水準書を公表する予定である。その後、応募事業者からのプレゼンテーションを受け、一定の基準に基づく評価を行い、優先交渉事業者を決定するまでに委員会は少なくとも3回開催する必要があると考えているとの答弁がありました。

本条例の失効日は令和3年5月31日であるが、委員会における審議の進捗状況によっては失効日を延期することはあるかとのただしがあり、原則、失効日までに候補者の選定を行うが、審議を進めるなかで、失効日以降においてもなお審議を行う時間が更に必要だと委員会が判断した場合は、条例改正し延期する可能性もあるとの答弁がありました。

委員会における会議の内容は公開されるのかとのただしがあり、会議の内容については公開予定であるとの答弁がありました。

当該事業に係る説明会及び現地見学会への参加事業者について ただしがあり、参加事業者は11社で、業種は機械メーカーに限らず様々であるとの答弁がありました。

委員の任命の解除について ただしがあり、委員を任命する際に過去の実績等も考慮し厳選するため解除については想定していないとの答弁がありました。

議案第15号は、天神端場山線について、地籍調査の結果、道路台帳に記載の終点側に現地道路形状がない箇所があることが判明したため、実態に合わせ当該部分を廃止するものである。

委員から、廃止箇所における今後の固定資産税の取扱いについて ただしがあり、以前から当該箇所は民地として課税されており、固定資産税の取扱いについて変更はないとの答弁がありました。

議案第16号は、高野口町名倉地内にある九度山町道176号線について、九度山町道176号線改良事業に伴い整備中の道路の一部が本市の飛び地を

通過する計画であるため、道路法の規定により九度山町から区域外路線の認定の承諾依頼があったものである。なお、当該道路は令和2年度から3年度にかけて整備される予定である。

委員から、当該道路の整備、及び整備後の修繕等にかかる維持管理の費用負担について ただしがあり、事業主体は九度山町であり本市の費用負担はない との答弁がありました。